

官民共創プロモーション媒体制作業務委託 プロポーザル実施要領

令和3年10月8日
妙高市 企画政策課

◆ 趣 旨

「SDGs 未来都市×脱炭素×官民連携プラットフォーム（みょうこうミライ会議）×関係人口施策」の推進による官民共創の訴求を図り、当市がいかに都市部の企業や外部人材と連携するに相応しい地域かをアピールし、「官民共創型」の脱炭素をはじめとしたSDGs 施策の推進や関係人口を創出したいもの。

このことから、官民共創のターゲットとなり得る首都圏等の大企業、IT企業、スタートアップベンチャー、ワーケーション対象となるビジネスパーソン等に向けたプロモーション媒体（ウェブサイト、動画）を制作する。

実施にあたり魅力的な媒体制作のため、公募型プロポーザル方式により企画提案を募集し、委託契約を行う上で最も適した優先交渉権者を選定する。

第1 委託業務の内容等

1 委託業務名

「官民共創プロモーション媒体制作業務委託」

2 委託業務内容等

- ・首都圏などの大企業、IT企業、スタートアップベンチャー、ワーケーションの対象となるビジネスパーソンの属性や志向等を踏まえたプロモーション媒体（①ウェブサイト、②動画）を制作。
- ・具体的な業務内容等は、次の仕様書によるものとする。
 - ①官民共創プロモーション媒体制作業務委託仕様書（共通事項）…別添1
 - ②官民共創ウェブサイト制作・運用管理業務委託仕様書…別添2
 - ③官民共創動画制作業務委託仕様書…別添3

3 委託契約期間

契約の日から令和4年3月31日（木）まで（ウェブサイトの運用管理等を含む）

ただし、2-②、③の納品期限及び2-②のHPを公開開始する期限は、令和4年3月1日（火）とする。

4 納品場所

妙高市 企画政策課政策調整グループ

5 委託料の上限額

4,000,000円（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含む。）

第2 プロポーザルに係る事項

1 プロポーザルの参加資格要件

本プロポーザルの参加者は、次に掲げる要件をすべて満たしたものとします。

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- イ 国税及び地方税の滞納がないこと。
- ウ 参加表明書の提出期限において、国及び地方公共団体から指名停止処分を受けていないこと。
- エ 妙高市暴力団排除条例(平成24年条例第7号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号及び第3号に規定する暴力団員及び暴力団員等でないこと。
- オ 日本国内に本社を置いている法人であること
- カ 令和3年度妙高市物品入札参加申請をすることができる者と同程度の要件を有すること。
- キ 過去5年間(平成28年度～令和2年度)において、国又は地方公共団体が発注したウェブサイト、動画、パンフレットのいずれかの業務を元請として受託した実績があること。

第3 選考スケジュール

1 スケジュール(予定) ※下記の日程は変更となる場合があります

項 目	日 程
① 公募開始	令和3年10月8日(金)
② 参加表明書提出期限	令和3年10月15日(金)
③ 質問書提出期限	令和3年10月19日(火)
④ 質問書回答期限	令和3年10月20日(水) までに HP で公開
⑤ 企画提案書受付期限	令和3年10月27日(水)
⑥ プロポーザルヒアリング	令和3年11月9日(火)
⑦ 優先交渉権者の決定通知	令和3年11月12日(金)までに郵便で通知
⑧ 契約締結	令和3年11月中旬までに契約予定

2 実施要領等の公表

市ホームページで公開し、紙媒体での配布は行わないものとする。

3 参加表明書提出期限

- ①受付期間：令和3年10月15日(金)まで
- ②提出書類：別紙4官民共創プロモーション媒体制作業務委託企画提案書作成要領のとおり

4 質問書の提出及び回答

- ①質問書提出期限：令和3年10月19日(火)まで
- ②質問書提出方法：本業務委託に対して、質問事項がある場合は、質問書(別紙1)を電子メール(kikakuseisaku@city.myoko.niigata.jp)に添付し、提出してください。(メール送信後電話連絡必須)

- ③回 答：競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、令和 3 年 10 月 20 日(水)までに妙高市ホームページ上に公開します。なお、質問に対する回答は、この要領及び仕様書等の追加・修正とみなします。

5 参加に際しての注意事項

- ①失格又は無効：以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。
- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
 - イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ウ 見積書の見積額が「第 1 委託業務の内容等－ 5 委託料の上限額」を超えた場合
 - エ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
 - オ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
 - カ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
 - キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
 - ク 要領に違反すると認められる場合
 - ケ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき
- ②著作権・特許権等：提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本 国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手 法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。
- ③複数提案の禁止：企画提案参加者は、複数の提案書の提出はできません。
- ④提出書類の変更の禁止：提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。（軽微なものを除く。）
- ⑤返却等：提出書類は、辞退した場合等、理由の如何を問わず返却しません。
- ⑥費用負担企画提案書の制作、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。
- ⑦その他：ア 参加者は、「別紙 2 参加表明書及び企画提案書」の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとします。
- イ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、プロポーザルヒアリング開催日前日の正午までに、辞退届（様式自由）を妙高市企画政策課に持参又は郵送により申し出てください。
- ウ 妙高市が必要とする場合には、追加資料の提出等を求めることがあります。

第 4 選考方法

1 評価方法

(1) プロポーザルヒアリング

別紙 5 官民共創プロモーション媒体制作業務委託 優先交渉権者審査要領のとおり

第5 契約

優先交渉権者は、業務内容の詳細について、妙高市と協議及び契約内容に関する交渉を行い、協議が調ったときは、契約を締結するものとします。優先交渉権者が何らかの理由により契約を締結することができなかつた場合には、次点の者を優先交渉権者とします。

第6 問い合わせ先及び書類の提出先

妙高市企画政策課 政策調整グループ

〒944-8686 新潟県妙高市栄町5番1

電話：0255-74-0005 メールアドレス：kikakuseisaku@city.myoko.niigata.jp

第7 その他

- (1) 提出された企画提案書等は、参加事業者が無断で業務目的以外のものには使用しませんが、妙高市情報公開条例（以下「情報公開条例」という。）に基づき開示又は一部開示することがあるため、不開示を希望する情報が含まれている場合は、当該部分の指定とその理由を明記した書類により申し立てをしてください。（妙高市において情報公開条例第7条第2項に掲げる内容が含まれると判断した場合は、その部分の開示を行わないこととします。）
- (2) 定められた提出期限内に企画提案書等の提出がない場合や、プレゼンテーションに欠席する場合又は辞退の申し出があった場合は、参加資格を失うものとします。
- (3) 企画提案書作成に係る完成品イメージ制作のため、市ホームページ等に掲載している写真等の使用を認めます。なお、使用した写真等は、当該プロポーザル以外への使用を禁じます。